

東京都交通局施工能力審査型総合評価方式試行の取扱

	18交資第967号
	平成18年8月31日
改正	21交資第2228号
	平成22年3月18日
改正	22交資第1302号
	平成22年10月20日
改正	23交資第225号
	平成23年5月25日
改正	25交資第1186号
	平成25年9月20日
改正	25交資第2350号
	平成26年3月24日
改正	26交資第2667号
	平成27年3月31日
改正	27交資第2335号
	平成28年3月30日

第1 趣旨

この取扱は、東京都交通局が発注する建設工事において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、入札の際に、工事価格及び施工能力等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「施工能力審査型総合評価方式」という。）を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

第2 定義

この取扱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。
- (2) 二級技術者 建設業法第27条第1項の技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとされた者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとされた者であって一級技術者以外の者をいう。
- (3) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (4) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システムをいう。
- (5) 工事成績評定通知書の総評定点 東京都交通局工事成績評定要綱（平成14年4月1日付14交総第159号）第12条に規定する、過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。

- (6) 基準日 各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

第3 試行対象工事等

- 1 施工能力審査型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が、建築工事にあつては3億5千万円未満、土木工事にあつては2億5千万円未満、設備工事にあつては1億2千万円未満の工事案件から選定する。ただし、建設共同企業体発注工事は除く。
- 2 工事を主管する部の長（以下「工事主管部長」という。）は、具体的な試行対象工事を決定し、資産運用部長に通知する。

第4 学識経験を有する者の意見の聴取

- 1 落札者決定基準又は取扱要領を定めようとするときは、工事主管部長は、あらかじめ、学識経験を有する2人以上の者から、次の内容についての意見を聴取しなければならない。
 - (1) 落札者決定基準又は取扱要領を定めるに当たり留意すべき事項
 - (2) 落札者を決定しようとするとき改めて学識経験を有する者からの意見聴取を行う必要の有無
- 2 1(2)において、必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者（あらかじめ予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件が東京都交通局にとって最も有利な者）を決定しようとするときは、学識経験を有する二人以上の者から、その決定についての意見を聴取しなければならない。

第5 施工能力審査型総合評価方式における入札方式

- 1 施工能力審査型総合評価方式の入札は、希望制指名競争入札によるものとする。
- 2 第7に規定する工事成績評価点算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者については、入札参加を認めないものとする。

第6 評価の方法

- 1 施工能力審査型総合評価方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値による。
- 2 価格点の評価は、次のとおりとする。
$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$
- 3 技術点の評価は、「企業の施工能力」から算定するものとし、技術点の評価項目並びに技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、別表のとおりとする。
- 4 「企業の施工能力」は、別表に掲げる「工事成績評価点」、「配置予定技術者の資格点」及び「配置予定技術者の実績点」とし、評価はこれらの評価点の合計によるものとする。

また、技術点は、第10(7)の規定により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札の参加希望申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。

なお、第8(5)の規定により同種工事及び類似工事を指定しない工事については、配置予定技術者の実績点を評価項目としない。

第7 工事成績評価点の算定方法

- 1 工事成績評価点は、工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、下表のとおり算定するものとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均		工事成績評価点
0点以上	40点未満	0
40点以上	50点未満	1
50点以上	60点未満	3
60点以上	62.5点未満	5
62.5点以上	64.5点未満	7
64.5点以上	66点未満	8
66点以上	67.5点未満	9
67.5点以上	69点未満	9.5
69点以上	70.5点未満	10
70.5点以上	72点未満	10.5
72点以上	73.5点未満	11
73.5点以上	75点未満	11.5
75点以上	80点未満	12
80点以上	100点以下	13

- 2 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てて小数第1位とする。

なお、工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものについては、当該総評定点を0点として算定するものとする。

- 3 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事(公営企業局を含む。)のみを対象とする。
- 4 工事成績評価点算定の対象工事は、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とすることを原則とし、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定する。

第8 配置予定技術者の資格点及び実績点の算定方法

配置予定技術者の資格点及び実績点は、配置予定技術者の資格と実績について、次のとおり算定するものとする。

- (1) 配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合は3点、二級技術者の場合は2点、その他の技術者の場合は1点とする。複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
- (2) 配置予定技術者の実績点は、2点満点とし、配置予定技術者が過去完了した工事のうちいずれか1件について、監理技術者として同種工事に関わった場合は2点、主任技術者として同種工事に関わった場合は1.5点、現場代理人又は担当技術者として同種工事に関わった場合は1点、監理技術者として類似工事に関わった場合は1.5点、主任技術者として類似工事に関わった場合は1点、現場代理人又は担当技術者として類似工事に関わった場合は0.5点とする。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

- (3) (2)の同種工事は、コリンズの工事区分で当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、起工時に指定する。
- (4) (2)の類似工事は、コリンズの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。
- (5) 予定価格が2,500万円未満の工事又は同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事や設備工事の改修工事等の場合は、(2)の同種工事及び類似工事を指定しない。
- (6) 配置予定技術者の実績点については、コリンズに登録されたデータから算定する。

第9 落札者の決定方法

- 1 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であるもののうち、第6の1の評価値の最も高いものを落札者とする。
- 2 1の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

第10 公表事項

施工能力審査型総合評価方式を試行しようとする場合は、発注予定工事の事前公表において、次の各号に掲げる事項について、具体的に明示するものとする。

- (1) 施工能力審査型総合評価方式の対象業務であること。
- (2) 提出資料の様式、提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 技術点の評価項目及び評価方法
- (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (7) 提出資料に記載された配置予定技術者は原則として変更できないこと。ただし、第12の資料の提出後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に、配置予定技術者の変更の申出があった場合で、申出のあった配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることを確認できた場合はこの限りでない。

第11 資料説明会

資料説明会は開催しない。

第12 資料の提出等

入札参加希望者は、工事希望票の提出と同時に、公表事項に基づき技術点申告書、工事成績評定通知書、配置予定技術者の保有資格等の資料を提出するものとする。

第13 技術点の審査

技術点の審査に当たっては、公表事項において東京都交通局が示した評価方法により評価するものとする。

第14 評価項目の追加

1 工事主管部長は、第6の3の技術点の評価に、別表に掲げる「企業の信頼性・社会性」を追加するときは、あらかじめ、次の(1)及び(2)の事項を内容とする取扱要領（以下「要領」という。）を、第15の技術審査委員会の調査及び審議を経て、定めるものとする。

(1) 第3の2の試行対象工事の決定に係る方針と評価対象とする業種

(2) 「企業の信頼性・社会性」の評価項目のうち、「災害協定締結の有無」に関して、評価対象とする災害協定等

なお、要領を定めようとするときは、第4の1(1)に規定する意見聴取を行わなければならない。

2 1(2)の災害協定等については、原則として東京都地域防災計画（以下「防災計画」という。）に定められているものとする。

3 要領を定め、「企業の信頼性・社会性」を評価する場合は、第6を次のとおり読み替える。

(1) 第6の2について

価格点の評価は、次のとおりとする。

$$\text{価格点} = 115 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(2) 第6の3について

技術点の評価は、「企業の施工能力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目並びに技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、別表のとおりとする。

また、技術点の上限は21点とする。

(3) 第6の4について

「企業の施工能力」は、別表に掲げる「工事成績評価点」、「配置予定技術者の資格点」及び「配置予定技術者の実績点」とし、評価はこれらの評価点の合計によるものとする。

なお、第8(5)の規定により同種工事及び類似工事を指定しない工事については、配置予定技術者の実績点を評価項目としない。

「企業の信頼性・社会性」は、別表に掲げる「災害協定締結の実績点」、「協力承諾書締結の実績点」、「単価契約工事又は緊急施工工事の実績点」及び「地域における実績点」とし、評価はこれらの評価点の合計によるものとする。ただし、全ての実績を有していても3点を上限とする。

また、技術点は、第10(7)の規定により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札の参加希望申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。

4 「災害協定締結の実績点」、「協力承諾書締結の実績点」、「単価契約工事又は緊急施工工事の実績点」及び「地域における実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「災害協定締結の実績点」は、1点満点とし、要領において技術点の評価対象として定めた災害協定を競争入札参加者が入札参加申込みの時点で、1件以上締結している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。

(2) 「協力承諾書締結の実績点」は、1点満点とし、要領において技術点の評価対象として定めた協力承諾書を競争入札参加者が入札参加申込みの時点で、1件以上締結している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。

(3) 「単価契約工事又は緊急施工工事の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に、単価契約工事を完了した実績又は災害時における緊急施工

工事を完了した実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。

なお、単価契約工事又は災害時における緊急施行工事については、東京都の発注工事（公営企業局を含む。）のみを対象とする。

- (4) 「地域における実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した東京都の発注工事（公営企業局を含む。）のうち、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

第15 技術審査委員会

- 1 工事主管部長は、要領の策定に当たって、技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 審査委員会は、要領の策定に当たっての調査及び審議を所掌するものとする。
- 3 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 審査委員会は、委員長が招集する。

第16 その他

この取扱の実施に関し必要な事項は、工事主管部長が定めるものとする。

附 則（平成18年18交資第967号）

この取扱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成21年21交資第2228号）

この取扱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年22交資第1302号）

この取扱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23年23交資第225号）

この取扱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年25交資第1186号）

この取扱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成25年25交資第2350号）

この取扱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年26交資第2667号）

この取扱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年27交資第2335号）

この取扱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

		評価項目	評価点	満点(点)		備考	
技 術 点	企業の施工 能力	過去の工事成績評定	工事成績評価点	13	18		
		配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3			
		配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	2			
	企業の信頼 性・社会性	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1	3		全ての実績を有する場合でも3点とする。
			協力承諾書締結の実績点	1			
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績	単価契約工事又は緊急施行工事の実績点	1			
		地域における実績	地域における実績点	1			

(改正 18 点満点)

(公表事項作成例)

東京都交通局施工能力審査型総合評価方式（試行）

公表事項

工事件名

平成 年 月

東京都交通局

1 施工能力審査型総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

この工事は、工事の品質確保のため入札の際に工事価格と施工能力等を総合的に評価して落札者を決定する施工能力審査型総合評価方式（試行）を適用する工事である。

なお、この公表事項は本工事に適用する。

2 提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の資料を提出する。

なお、5(1)に規定する「工事成績評価点」の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者は、入札参加を認めない。

- (1) 技術点申告書
- (2) 配置予定技術者の保有資格証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料
- (3) 当該工事と同種工事等の工事において配置予定技術者が技術者として関わったことが確認できる一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリズ」という。）の登録内容確認書（技術データ含む。）の写し
- (4) 入札参加希望者の当該業種（〇〇も当該業種とする。）における直近3件まで（注1）の工事成績評定通知書（東京都の発注工事（公営企業局発注を含む。）で、基準日（注2）の5年3か月前の日から5年の間に完了した工事に限る。再交付されたものを含む。）の写し

（注1）「当該業種（〇〇も当該業種とする。）における直近3件まで」とは、期間内に請負った当該業種（〇〇も当該業種とする。）の工事のうち工事完了日が基準日に近いものから順に3件を対象とし、3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。

なお、工事成績評定を受けていない場合（0件）でも入札の参加は可能である。

（注2）「基準日」とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

また、6(1)により、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、(1)から(3)までのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

3 総合評価の方法及び落札者の決定方法

- (1) 施工能力審査型総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。
- (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点の合計点である評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札

者を決定する。

4 価格点の評価方法

価格点の評価は次のとおりとする。

価格点=100 × (1-入札価格÷予定価格)

5 技術点の評価方法

技術点は、工事成績評価点（13点満点）、配置予定技術者の資格点（3点満点）及び配置予定技術者の実績点（2点満点）の合計とする。

また、技術点は、6(1)により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。

(1) 工事成績評価点の算定方法

工事成績評価点は、過去の工事成績評定通知書（東京都の発注工事(公営企業局発注を含む。)のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次表のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均		工事成績評価点
0点以上	40点未満	0
40点以上	50点未満	1
50点以上	60点未満	3
60点以上	62.5点未満	5
62.5点以上	64.5点未満	7
64.5点以上	66点未満	8
66点以上	67.5点未満	9
67.5点以上	69点未満	9.5
69点以上	70.5点未満	10
70.5点以上	72点未満	10.5
72点以上	73.5点未満	11
73.5点以上	75点未満	11.5
75点以上	80点未満	12
80点以上	100点以下	13

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日（注2）の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てて小数第1位とする。

完了した工事が3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。

工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。

工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定する。

（注2）「基準日」とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都交通局建設工事等競争入札参加資格の業種区分で、本工事と同一の業種の工事とする。ただし、下記の業種も工事成績評価点の対

象とする。

〇〇工事

(2) 配置予定技術者の資格点の算定方法

配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種について、一級技術者（建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合は3点、二級技術者（建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとされた者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとされた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合は2点、その他の技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。）の場合は1点とする。

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

資格点の区分・点数は、次表のとおりである。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一級技術者	3
二級技術者	2
その他の技術者	1

(3) 配置予定技術者の実績点の算定方法

配置予定技術者の実績点は、2点満点とし、コリンズにおける竣工登録を経て発行された登録内容確認書の技術データ（以下「データ」という。）により同種工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、配置予定技術者が、監理技術者として関わった場合は2点、主任技術者として関わった場合は1.5点、現場代理人又は担当技術者として関わった場合は1点、データにより類似工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、配置予定技術者が、監理技術者として関わった場合は1.5点、主任技術者として関わった場合は1点、現場代理人又は担当技術者として関わった場合は0.5点、とする。同種工事及び類似工事とは下記のとおりとする。

同種工事：

類似工事：

各区分ごとの点数は、次表のとおり。

	配置予定技術者が関わった職務	監理技術者	主任技術者	現場代理人又は担当技術者	なし
配置予定技術者の実績点	同種工事	2	1.5	1	0
	類似工事	1.5	1	0.5	0

実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ実績の対象とする。

6 配置予定技術者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更することができない。

ただし、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へ工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。この場合、変更後の技術者の保有する資格・実績点の合計は、変更前の技術者の保有する資格・実績点の合計以上とする。

- (2) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても、変更後の技術者の保有する資格・実績点に変更前の技術者の保有する資格・実績点未満のときは、入札前の調査資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定点を減点することがある。

7 その他留意事項

- (1) 提出資料は提出後、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本工事に係る審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない
- (5) この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、「東京都入札監視委員会運営要領」（平成14年3月19日付13財経総第1719号決定）により、契約事務担当者に対して苦情を申し立てることができる。

対象期間一覧表(平成28年度)

平成28年度の 公表開始日	平成28年度の 基準日	基準日ごとの工事成績対象期間
4月1日から6月30日	4月1日	平成23年 1月1日から平成27年12月31日まで
7月1日から9月30日	7月1日	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
10月1日から12月31日	10月1日	平成23年 7月1日から平成28年 6月30日まで
1月1日から3月31日	1月1日	平成23年10月1日から平成28年 9月30日まで

(例)

6月1日に公表を開始した案件	平成23年1月1日から平成27年12月31日までに完了した工事が対象。
7月1日に公表を開始した案件	平成23年4月1日から平成28年3月31日までに完了した工事が対象。
9月30日に公表を開始した案件	平成23年4月1日から平成28年3月31日までに完了した工事が対象。
11月15日に公表を開始した案件	平成23年7月1日から平成28年6月30日までに完了した工事が対象。
1月4日に公表を開始した案件	平成23年10月1日から平成28年9月30日までに完了した工事が対象。
3月31日に公表を開始した案件	平成23年10月1日から平成28年9月30日までに完了した工事が対象。

※公表開始日は、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。
「発注予定案件一覧」のページで案件ごとに「公表日」として記載されています。

(改正 21点満点)

(公表事項作成例)

東京都交通局施工能力審査型総合評価方式（試行）

公表事項

工事件名

平成 年 月

東京都交通局

1 施工能力審査型総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

この工事は、工事の品質確保のため入札の際に工事価格と施工能力等を総合的に評価して落札者を決定する施工能力審査型総合評価方式（試行）を適用する工事である。なお、この公表事項は本工事に適用する。

2 提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の資料を提出する。

なお、6(1)に規定する「工事成績評価点」の算定の基となる工事成績評価通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者は、入札参加を認めない。

- (1) 技術点申告書
- (2) 配置予定技術者の保有資格証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料
- (3) 当該工事と同種工事等の工事において配置予定技術者が技術者として関わったことが確認できる一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリズ」）という。）の登録内容確認書（技術データ含む。）の写し
- (4) 入札参加希望者の当該業種（〇〇も当該業種とする。）における直近3件まで（注1）の工事成績評価通知書（東京都の発注工事（公営企業局発注を含む。）で、基準日（注2）の5年3か月前の日から5年の間に完了した工事に限る。再交付されたものを含む。）の写し（注1）「当該業種（〇〇も当該業種とする。）における直近3件まで」とは、期間内に請負った当該業種（〇〇も当該業種とする。）の工事のうち工事完了日が基準日に近いものから順に3件を対象とし、3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評価点の低いものを優先する。

なお、工事成績評価を受けていない場合（0件）でも入札の参加は可能である。

（注2）「基準日」とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

- (5) 「災害協定等の締結の有無」に関する根拠資料
- (6) 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」に関する根拠資料
- (7) 「地域における実績」に関する根拠資料

また、7(1)により、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、(1)から(3)までのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

3 総合評価の方法及び落札者の決定方法

- (1) 施工能力審査型総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。

- (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点の合計点である評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

4 価格点の評価方法

価格点の評価は次のとおりとする。

$$\text{価格点} = 115 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

5 技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の施工能力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。

ただし、「企業の信頼性・社会性」の評価項目については、全ての実績を有していても合計で3点を上限とする。

また、技術点の上限は21点とする。

	評価項目	評価点	満点(点)		備考
企業の 施工能 力	過去の工事成績評定	工事成績評価点	13	18	
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3		
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	2		
企業の 信頼 性・社 会性	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1	3	全ての実績を有する場合でも3点とする。
		協力承諾書締結の実績点	1		
	単価契約工事又は緊急施行工事の実績	単価契約工事又は緊急施行工事の実績点	1		
	地域における実績	地域における実績点	1		

6 技術点の評価方法

(1) 工事成績評価点の算定方法

工事成績評価点は、13点満点とし、過去の工事成績評定通知書（東京都の発注工事（公営企業局発注を含む。）のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次表のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均		工事成績評価点
0 点 以 上	40 点 未 満	0
40 点 以 上	50 点 未 満	1
50 点 以 上	60 点 未 満	3
60 点 以 上	62.5 点 未 満	5
62.5 点 以 上	64.5 点 未 満	7
64.5 点 以 上	66 点 未 満	8
66 点 以 上	67.5 点 未 満	9
67.5 点 以 上	69 点 未 満	9.5
69 点 以 上	70.5 点 未 満	10
70.5 点 以 上	72 点 未 満	10.5
72 点 以 上	73.5 点 未 満	11
73.5 点 以 上	75 点 未 満	11.5
75 点 以 上	80 点 未 満	12
80 点 以 上	100 点 以 下	13

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日（注2）の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てて小数第1位とする。

完了した工事が3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。

工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。

工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定する。

（注2）「基準日」とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都交通局建設工事等競争入札参加資格の業種区分で、本工事と同一の業種の工事とする。ただし、下記の業種も工事成績評価点の対象とする。

○○工事

(2) 配置予定技術者の資格点の算定方法

配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種について、一級技術者（建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合は3点、二級技術者（建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合は2点、その他の技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。）の場合は1点とする。

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
資格点の区分・点数は、次表のとおりである。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一級技術者	3
二級技術者	2
その他の技術者	1

(3) 配置予定技術者の実績点の算定方法

配置予定技術者の実績点は、2点満点とし、コリンズにおける竣工登録を経て発行された登録内容確認書の技術データ（以下「データ」という。）により同種工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、配置予定技術者が、監理技術者として関わった場合は2点、主任技術者として関わった場合は1.5点、現場代理人又は担当技術者として関わった場合は1点、データにより類似工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、配置予定技術者が、監理技術者として関わった場合は1.5点、主任技術者として関わった場合は1点、現場代理人又は担当技術者として関わった場合は0.5点、とする。同種工事及び類似工事とは下記のとおりとする。

同種工事：

類似工事：

実績点の区分・点数は、次表のとおりである。

	配置予定技術者が 関わった職務	監理 技術者	主任 技術者	現場代理人又 は担当技術者	なし
配置予定技術 者の実績点	同種工事	2	1.5	1	0
	類似工事	1.5	1	0.5	0

実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ実績の対象とする。

(4) 災害協定締結の実績点の算定方法

災害協定締結の実績点は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、競争入札参加者が加入している団体が、別表に定めのある災害協定を1件以上締結している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

災害協定等の締結の有無(災害協定)	災害協定締結の実績点
1件以上あり	1
なし	0

また、算定の根拠資料として、該当する災害協定に係る協定書及び当該団体に所属することを示す資料の写しを提出する。

(5) 協力承諾書の実績点の算定方法

協力承諾書の実績点は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、別表に定めのある協力承諾書を1件以上締結している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。

その区分及び算定は、次表のとおりである。

災害協定等の締結の有無(協力承諾書)	協力承諾書締結の実績点
1件以上あり	1
なし	0

また、算定の根拠資料として、該当する協力承諾書の写しを提出すること。

(6) 単価契約工事又は緊急施行工事の実績点の算定方法

単価契約工事又は緊急施行工事の実績点は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に、道路維持など施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事（東京都の発注工事(公営企業局発注を含む。)のみを対象とする。）を完了した実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。

その区分及び算定は、次表のとおりである。

単価契約工事又は緊急施行工事の実績	単価契約工事又は緊急施行工事の実績点
1件以上あり	1
なし	0

また、算定の根拠資料として、該当する単価契約工事の単価契約書又は緊急施行工事の工事請負契約書の写し等を提出すること。

(7) 地域における実績点の算定方法

「地域における実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事（東京都の発注工事（公営企業局発注を含む。）のみを対象とする。）のうち、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

地域における実績	地域における実績点
1 件以上あり	1
なし	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：〇〇区 隣接する区市町村：△△区、◇◇区、□□県〇〇市

また、算定の根拠資料として、該当工事の施工場所が確認できる工事請負契約書の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出する。

- (8) 技術点は、7 (1) により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

7 配置予定技術者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へ工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。この場合、変更後の技術者の保有する資格・実績点の合計は、変更前の技術者の保有する資格・実績点の合計以上とする。
- (2) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合、又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合にあっても、変更後の技術者の保有する資格・実績点の変更前の技術者の保有する資格・実績点未満のときは、入札前の調査資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定点を減点することがある。

8 その他留意事項

- (1) 提出資料は提出後、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本工事に係る審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない
- (5) この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、「東京都入札監視委員会運営要領」（平成 14 年 3 月 19 日付 13 財経総第 1719 号決定）により、契約事務担当者に対して苦情を申し立てることができる。

別 表 災害協定等の締結の有無に関し評価対象とする災害協定等

災害協定等の名称	締結先	協定等の概要
災害時における応急対策業務に関する細目協定	社団法人東京建設業協会	都営地下鉄の土木・建築施設における災害時の応急措置及び復旧等
災害時における応急対策業務の実施に関する協力承諾書	都営地下鉄における土木・建築施設の施工業者	災害時の応急措置及び復旧等に関し、各施工業者の実施区間等

対象期間一覧表(平成28年度)

平成28年度の 公表開始日	平成28年度の 基準日	基準日ごとの工事成績対象期間
4月1日から6月30日	4月1日	平成23年 1月1日から平成27年12月31日まで
7月1日から9月30日	7月1日	平成23年 4月1日から平成28年 3月31日まで
10月1日から12月31日	10月1日	平成23年 7月1日から平成28年 6月30日まで
1月1日から3月31日	1月1日	平成23年10月1日から平成28年 9月30日まで

(例)

6月1日に公表を開始した案件	平成23年1月1日から平成27年12月31日までに完了した工事が対象。
7月1日に公表を開始した案件	平成23年4月1日から平成28年3月31日までに完了した工事が対象。
9月30日に公表を開始した案件	平成23年4月1日から平成28年3月31日までに完了した工事が対象。
11月15日に公表を開始した案件	平成23年7月1日から平成28年6月30日までに完了した工事が対象。
1月4日に公表を開始した案件	平成23年10月1日から平成28年9月30日までに完了した工事が対象。
3月31日に公表を開始した案件	平成23年10月1日から平成28年9月30日までに完了した工事が対象。

※公表開始日は、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。
「発注予定案件一覧」のページで案件ごとに「公表日」として記載されています。

技術点申告書

工事件名			
企業名		受付番号	
工事成績評定			
1	工事件名		
	工事完了日		
	業種	総評定点①	
2	工事件名		
	工事完了日		
	業種	総評定点②	
3	工事件名		
	工事完了日		
	業種	総評定点③	
平均	(総評定点① + 総評定点② + 総評定点③) ÷ 件数 = 点		
A 工事成績評価点		点	
配置予定技術者の資格			
配置予定技術者の氏名			
保有資格区分	1級技術者・2級技術者・その他 (該当区分に○を付す)		
保有資格名			
登録番号		取得年月日	
B 資格点	(1級技術者=3点 2級技術者=2点 その他=1点) 点		
配置予定技術者の実績			
工事件名			
役割	コリンズ登録番号		
	実績の区分	同種工事	類似工事 (該当区分に○を付す)
	監理技術者	2点	1.5点
	主任技術者	1.5点	1点
	現場代理人又は担当技術者	1点	0.5点
C 実績点		点	
技術点	A工事成績評価点	+ B資格点	+ C実績点 = 点

- ・当該業種(〇〇も当該業種とする。)における、入札参加希望者の直近3件までの工事成績評定通知書(東京都発注工事(公営企業局発注を含む。))で、基準日^(注)の5年3か月前の日から5年の間に完了した工事に限る。再交付されたものを含む。)の写しを添付する。
- (注)「基準日」とは、各四半期の初日(4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日)のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。
- ・工事成績評定欄は、工事成績評定通知書に記載されている内容を記入する。業種は工事成績評定を通知された工事の業種を記入する。
- ・工事成績評定点の平均点の算定は、評価対象となる直近3件までの件数での相加平均とする。ただし、60点未満の総評定点は、0点として算定する。
- ・配置予定技術者の資格欄は、配置予定技術者の保有資格について資格名、資格番号、登録年月日を記入する。
- ・配置予定技術者の保有資格証の写しを添付する。実務経験の場合は、保有資格名の欄に建設業法の該当条項を記入し、経営事項審査申請書の技術職員名簿の写し又は実務経験証明書を添付する。
- ・配置予定技術者の実績欄は、同種又は類似工事が指定された場合のみ記入する。
- ・配置予定技術者の実績欄は、評価対象となる配置予定技術者の関わった工事件名、コリンズ登録番号、実績の区分を記入し、コリンズ登録内容確認書(技術データを含む)を添付する。

資格区分

コード	資格区分	1級	2級	その他
1	建設業法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後3年又は5年の実務経験)			1
2	建設業法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)			1
3	建設業法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)(大臣認定者)			1
4	建設業法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)(大臣認定者)			1

コード	資格区分	業種	実務経験	1級	2級	その他
111	1級建設機械施工技士	土・と・ほ		3		
212	2級建設機械施工技士	土・と・ほ			2	
113	1級土木施工管理技士	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・塗・水		3		
214	2級土木施工管理技士(土木)	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・水			2	
215	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	塗			2	
216	2級土木施工管理技士(薬液注入)	と			2	
120	1級建築施工管理技士	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具		3		
221	2級建築施工管理技士(建築)	建			2	
222	2級建築施工管理技士(躯体)	大・と・タ・鋼・筋			2	
223	2級建築施工管理技士(仕上げ)	大・左・石・屋・タ・板・ガ・塗・防・内・絶・具			2	
127	1級電気工事施工管理技士	電		3		
228	2級電気工事施工管理技士	電			2	
129	1級管工事施工管理技士	管		3		
230	2級管工事施工管理技士	管			2	
133	1級造園工事施工管理技士	園		3		
234	2級造園工事施工管理技士	園			2	
以上は「建設業法」に定める資格						
137	1級建築士	建・大・屋・タ・鋼・内		3		
238	2級建築士	建・大・屋・タ・内			2	
239	木造建築士	大			2	
以上は「建築士法」に定める資格						
141	建設、総合技術監理(建設)	土・と・電・ほ・しゅ・園		3		
142	建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理(建設)「鋼構造及びコンクリート」	土・と・電・鋼・ほ・しゅ・園		3		
143	農業「農業土木」、総合技術監理(農業)「農業土木」	土・と		3		
144	電気・電子、総合技術監理(電気電子)	電・通		3		
145	機械、総合技術監理(機械)	機		3		
146	機械「流体工学」又は「熱工学」、総合技術監理(機械)「流体工学」又は「熱工学」	管・機		3		
147	上下水道、総合技術監理(上下水道)	管・水		3		
148	上下水道「上水道及び工業用水道」、総合技術監理(上下水道)「上水道及び工業用水道」	管・井・水		3		
149	水産「水産土木」、総合技術監理(水産)「水産土木」	土・と・しゅ		3		
150	森林「林業」、総合技術監理(森林)「林業」	園		3		
151	森林「森林土木」、総合技術監理(森林)「森林土木」	土・と・園		3		
152	衛生工学、総合技術監理(衛生工学)	管		3		
153	衛生工学「水質管理」、総合技術監理(衛生工学)「水質管理」	管・水		3		

154	衛生工学「廃棄物管理」、総合技術監理(衛生工学)「廃棄物管理」	管・水・清		3		
以上は「技術士法」に定める資格						
155	第1種電気工事士	電			2	
256	第2種電気工事士	電	3年			1
258	電気主任技術者(第1～3種)	電	5年			1
以上は「電気工事士法」、「電気事業法」に定める資格						
259	電気通信主任技術者	通	5年			1
以上は「電気通信事業法」に定める資格						
265	給水装置工事主任技術者	管	1年			1
以上は「水道法」に定める資格						
168	甲種消防設備士	消			2	
169	乙種消防設備士	消			2	
以上は「消防法」に定める資格						
171	建築大工(1級)	大			2	
271	建築大工(2級)	大	3年			1
172	左官(1級)	左			2	
272	左官(2級)	左	3年			1
173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(1級)	と			2	
273	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(2級)	と	3年			1
166	ウェルポイント施工(1級)	と			2	
266	ウェルポイント施工(2級)	と	3年			1
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	管			2	
274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(2級)	管	3年			1
175	給排水衛生設備配管(1級)	管			2	
275	給排水衛生設備配管(2級)	管	3年			1
176	配管「建築配管作業」・配管工(1級)	管			2	
276	配管「建築配管作業」・配管工(2級)	管	3年			1
177	タイル張り・タイル張り工(1級)	タ			2	
277	タイル張り・タイル張り工(2級)	タ	3年			1
178	築炉・築炉工(1級)・レンガ積み	タ			2	
278	築炉・築炉工(2級)	タ	3年			1
179	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	石・タ			2	
279	ブロック建築・ブロック建築工(2級)	石・タ	3年			1
180	石工・石材施工・石積み(1級)	石			2	
280	石工・石材施工・石積み(2級)	石	3年			1
181	鉄工「製缶作業、構造物鉄工作業」・製缶(1級)	鋼			2	
281	鉄工「製缶作業、構造物鉄工作業」・製缶(2級)	鋼	3年			1
182	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)	筋			2	
282	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級)(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)	筋	3年			1
183	工場板金(1級)	板			2	
283	工場板金(2級)	板	3年			1
184	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級)	屋・板			2	

284	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(2級)	屋・板	3年			1
185	板金・板金工・打出し板金(1級)	板			2	
285	板金・板金工・打出し板金(2級)	板	3年			1
186	かわらぶき・スレート施工(1級)	屋			2	
286	かわらぶき・スレート施工(2級)	屋	3年			1
187	ガラス施工(1級)	ガ			2	
287	ガラス施工(2級)	ガ	3年			1
188	塗装・木工施工・木工塗装工(1級)	塗			2	
288	塗装・木工施工・木工塗装工(2級)	塗	3年			1
189	建築塗装・建築塗装工(1級)	塗			2	
289	建築塗装・建築塗装工(2級)	塗	3年			1
190	金属塗装・金属塗装工(1級)	塗			2	
290	金属塗装・金属塗装工(2級)	塗	3年			1
191	噴霧塗装(1級)	塗			2	
291	噴霧塗装(2級)	塗	3年			1
167	路面標示施工	塗			2	
192	畳製作・畳工(1級)	内			2	
292	畳製作・畳工(2級)	内	3年			1
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	内			2	
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)	内	3年			1
194	熱絶縁施工(1級)	絶			2	
294	熱絶縁施工(2級)	絶	3年			1
195	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	具			2	
295	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)	具	3年			1
196	造園(1級)	園			2	
296	造園(2級)	園	3年			1
197	防水施工(1級)	防			2	
297	防水施工(2級)	防	3年			1
198	さく井(1級)	井			2	
298	さく井(2級)	井	3年			1
以上は「職業能力開発促進法」に定める資格						
61	地すべり防止工事士	と・井	1年			1
62	建築設備士	電・管	1年			1
63	1級計装士	電・管	1年			1
以上は民間資格						

・実務経験については、合格後に要する期間とする。

ただし、職業能力開発促進法に定める資格について、平成16年4月1日時点で合格していたものについては、合格後1年以上の実務経験を要するものとする。

技術点申告書

工事件名					
企業名				受付番号	
工事成績評定					
1	工事件名				
	工事完了日				
	業種		総評定点①		
2	工事件名				
	工事完了日				
	業種		総評定点②		
3	工事件名				
	工事完了日				
	業種		総評定点③		
平均	(総評定点① + 総評定点② + 総評定点③) ÷ 件数 = 点				
A 工事成績評価点		点			
配置予定技術者の資格					
配置予定技術者の氏名					
	保有資格区分	1級技術者・2級技術者・その他 (該当区分に○を付す)			
	保有資格名				
	登録番号		取得年月日		
B 資格点		(1級技術者=3点 2級技術者=2点 その他=1点) 点			
配置予定技術者の実績					
工事件名					
	コリンズ登録番号				
	実績の区分	同種工事	類似工事 (該当区分に○を付す)		
	役割	監理技術者	2点	1.5点	
		主任技術者	1.5点	1点	
		現場代理人又は担当技術者	1点	0.5点	
C 実績点		点			
災害協定等の締結の有無(災害協定)					
協定名					
	協定の当事者名				
	締結日	年 月 日		(～現在、協定期間内)	
D 実績点 (該当区分に○を付す)		1点 (実績1件以上あり)		0点 (実績なし)	

災害協定等の締結の有無(協力承諾書)			
	協力承諾書の当事者名		
	承諾日	年 月 日 (～現在、協定期間内)	
E	実績点 (該当区分に○を付す)	1点 (実績1件以上あり)	0点 (実績なし)

単価契約工事又は緊急施行工事の実績			
工事件名			
	工事完了日	年 月 日	
	工事区分 (該当区分に○を付す)	道路維持など施設維持に係る 単価契約工事	災害時における緊急施行工事
F	実績点 (該当区分に○を付す)	1点 (実績1件以上あり)	0点 (実績なし)

地域における実績			
工事件名			
	工事場所		
	工事完了日	年 月 日	
	工事成績評定通知書の 総評点	点	
G	実績点 (該当区分に○を付す)	1点 (実績1件以上あり)	0点 (実績なし)

技術点	企業の施工能力	A工事成績評価点	+	B資格点	+	C実績点	=	点 (a)
	企業の信頼性・社会性	D実績点	+	E実績点	+	F実績点	+	G実績点 = 点 (b) [上限3点]
	合計 (a)+(b)	点 (a)	+	点 (b)	=	点		

【工事成績評定】

- 当該業種(〇〇も当該業種とする。)における、入札参加希望者の直近3件までの工事成績評定通知書(東京都発注工事(公営企業局発注を含む。)で、基準日^(注)の5年3か月前の日から5年の間に完了した工事に限る。再交付されたものを含む。)の写しを添付する。
(注)「基準日」とは、各四半期の初日(4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日)のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。
- 工事成績評定欄は、工事成績評定通知書に記載されている内容を記入する。業種は工事成績評定を通知された工事の業種を記入する。
- 工事成績評定点の平均点の算定は、評価対象となる直近3件までの件数での相加平均とする。ただし、60点未満の総評定点は、0点として算定する。

【配置予定技術者の資格】

- 配置予定技術者の資格欄は、配置予定技術者の保有資格について資格名、資格番号、登録年月日を記入する。
- 配置予定技術者の保有資格証の写しを添付する。実務経験の場合は、保有資格名の欄に建設業法の該当条項を記入し、経営事項審査申請書の技術職員名簿の写し又は実務経験証明書を添付する。

【配置予定技術者の実績】

- 配置予定技術者の実績欄は、同種又は類似工事が指定された場合のみ記入する。
- 配置予定技術者の実績欄は、評価対象となる配置予定技術者の関わった工事件名、コリンズ登録番号、実績の区分を記入し、コリンズ登録内容確認書(技術データを含む)を添付する。

【災害協定等の締結の有無(災害協定又は協力承諾書)】

- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「災害協定の締結」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、災害協定に係る協定書の写しと当該団体に所属することを示す資料の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「災害協定締結の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「協力承諾書の締結」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、協力承諾書の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「協力承諾書の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。
- ・当事者名の欄には、協定書（協力承諾書）に記載されている当事者名を記載すること。（例：東京都知事、〇〇協会）

【単価契約工事又は緊急施行工事の実績】

- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、道路維持など施設維持に係る単価契約工事の単価契約書又は災害時における緊急施行工事の工事請負契約書の写し等を添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。

【地域における実績】

- ・「公表事項」の内容に基づき、該当する「地域における実績」がある場合は上記欄に記入し、その根拠資料として、工事場所以確認できる工事請負契約書及び都が通知した工事成績通知書の写しを添付すること。該当する実績が無い場合は「工事件名」の欄に「なし」と記入し、「地域における実績点」の欄の「0点」に○を付すこと。

資格区分

コード	資格区分	1級	2級	その他
1	建設業法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後3年又は5年の実務経験)			1
2	建設業法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)			1
3	建設業法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)(大臣認定者)			1
4	建設業法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)(大臣認定者)			1

コード	資格区分	業種	実務経験	1級	2級	その他
111	1級建設機械施工技士	土・と・ほ		3		
212	2級建設機械施工技士	土・と・ほ			2	
113	1級土木施工管理技士	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・塗・水		3		
214	2級土木施工管理技士(土木)	土・と・石・鋼・ほ・しゅ・水			2	
215	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	塗			2	
216	2級土木施工管理技士(薬液注入)	と			2	
120	1級建築施工管理技士	建・大・左・と・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具		3		
221	2級建築施工管理技士(建築)	建			2	
222	2級建築施工管理技士(躯体)	大・と・タ・鋼・筋			2	
223	2級建築施工管理技士(仕上げ)	大・左・石・屋・タ・板・ガ・塗・防・内・絶・具			2	
127	1級電気工事施工管理技士	電		3		
228	2級電気工事施工管理技士	電			2	
129	1級管工事施工管理技士	管		3		
230	2級管工事施工管理技士	管			2	
133	1級造園工事施工管理技士	園		3		
234	2級造園工事施工管理技士	園			2	
以上は「建設業法」に定める資格						
137	1級建築士	建・大・屋・タ・鋼・内		3		
238	2級建築士	建・大・屋・タ・内			2	
239	木造建築士	大			2	
以上は「建築士法」に定める資格						
141	建設、総合技術監理(建設)	土・と・電・ほ・しゅ・園		3		
142	建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理(建設)「鋼構造及びコンクリート」	土・と・電・鋼・ほ・しゅ・園		3		
143	農業「農業土木」、総合技術監理(農業)「農業土木」	土・と		3		
144	電気・電子、総合技術監理(電気電子)	電・通		3		
145	機械、総合技術監理(機械)	機		3		
146	機械「流体工学」又は「熱工学」、総合技術監理(機械)「流体工学」又は「熱工学」	管・機		3		
147	上下水道、総合技術監理(上下水道)	管・水		3		
148	上下水道「上水道及び工業用水道」、総合技術監理(上下水道)「上水道及び工業用水道」	管・井・水		3		
149	水産「水産土木」、総合技術監理(水産)「水産土木」	土・と・しゅ		3		
150	森林「林業」、総合技術監理(森林)「林業」	園		3		
151	森林「森林土木」、総合技術監理(森林)「森林土木」	土・と・園		3		
152	衛生工学、総合技術監理(衛生工学)	管		3		
153	衛生工学「水質管理」、総合技術監理(衛生工学)「水質管理」	管・水		3		

154	衛生工学「廃棄物管理」、総合技術監理(衛生工学)「廃棄物管理」	管・水・清		3		
以上は「技術士法」に定める資格						
155	第1種電気工事士	電			2	
256	第2種電気工事士	電	3年			1
258	電気主任技術者(第1～3種)	電	5年			1
以上は「電気工事士法」、「電気事業法」に定める資格						
259	電気通信主任技術者	通	5年			1
以上は「電気通信事業法」に定める資格						
265	給水装置工事主任技術者	管	1年			1
以上は「水道法」に定める資格						
168	甲種消防設備士	消			2	
169	乙種消防設備士	消			2	
以上は「消防法」に定める資格						
171	建築大工(1級)	大			2	
271	建築大工(2級)	大	3年			1
172	左官(1級)	左			2	
272	左官(2級)	左	3年			1
173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(1級)	と			2	
273	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(2級)	と	3年			1
166	ウェルポイント施工(1級)	と			2	
266	ウェルポイント施工(2級)	と	3年			1
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	管			2	
274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(2級)	管	3年			1
175	給排水衛生設備配管(1級)	管			2	
275	給排水衛生設備配管(2級)	管	3年			1
176	配管「建築配管作業」・配管工(1級)	管			2	
276	配管「建築配管作業」・配管工(2級)	管	3年			1
177	タイル張り・タイル張り工(1級)	タ			2	
277	タイル張り・タイル張り工(2級)	タ	3年			1
178	築炉・築炉工(1級)・レンガ積み	タ			2	
278	築炉・築炉工(2級)	タ	3年			1
179	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	石・タ			2	
279	ブロック建築・ブロック建築工(2級)	石・タ	3年			1
180	石工・石材施工・石積み(1級)	石			2	
280	石工・石材施工・石積み(2級)	石	3年			1
181	鉄工「製缶作業、構造物鉄工作業」・製缶(1級)	鋼			2	
281	鉄工「製缶作業、構造物鉄工作業」・製缶(2級)	鋼	3年			1
182	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)	筋			2	
282	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級)(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)	筋	3年			1
183	工場板金(1級)	板			2	
283	工場板金(2級)	板	3年			1
184	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級)	屋・板			2	

284	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(2級)	屋・板	3年			1
185	板金・板金工・打出し板金(1級)	板			2	
285	板金・板金工・打出し板金(2級)	板	3年			1
186	かわらぶき・スレート施工(1級)	屋			2	
286	かわらぶき・スレート施工(2級)	屋	3年			1
187	ガラス施工(1級)	ガ			2	
287	ガラス施工(2級)	ガ	3年			1
188	塗装・木工施工・木工塗装工(1級)	塗			2	
288	塗装・木工施工・木工塗装工(2級)	塗	3年			1
189	建築塗装・建築塗装工(1級)	塗			2	
289	建築塗装・建築塗装工(2級)	塗	3年			1
190	金属塗装・金属塗装工(1級)	塗			2	
290	金属塗装・金属塗装工(2級)	塗	3年			1
191	噴霧塗装(1級)	塗			2	
291	噴霧塗装(2級)	塗	3年			1
167	路面標示施工	塗			2	
192	畳製作・畳工(1級)	内			2	
292	畳製作・畳工(2級)	内	3年			1
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	内			2	
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)	内	3年			1
194	熱絶縁施工(1級)	絶			2	
294	熱絶縁施工(2級)	絶	3年			1
195	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	具			2	
295	建具製作・建具工・木工「建具製作作成」・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)	具	3年			1
196	造園(1級)	園			2	
296	造園(2級)	園	3年			1
197	防水施工(1級)	防			2	
297	防水施工(2級)	防	3年			1
198	さく井(1級)	井			2	
298	さく井(2級)	井	3年			1
以上は「職業能力開発促進法」に定める資格						
61	地すべり防止工事士	と・井	1年			1
62	建築設備士	電・管	1年			1
63	1級計装士	電・管	1年			1
以上は民間資格						

・実務経験については、合格後に要する期間とする。

ただし、職業能力開発促進法に定める資格について、平成16年4月1日時点で合格していたものについては、合格後1年以上の実務経験を要するものとする。